

旅行業法及びこれに基づく命令(目次)

本目次においては、旅行業法のみ条文番号とタイトルを掲載し、旅行業法に基づく命令(旅行業法施行令、旅行業法施行規則、契約規則)の条文番号とタイトルの掲載については割愛した。

旅行業法の概要と効果的な学習法	6
旅行業法略史	11

第1章 総則

○旅行業法の目的・旅行業等の定義

・目的(第1条)	15
・定義(第2条)	16
・理解度チェック	24

第2章 旅行業等

第1節 旅行業及び旅行業者代理業(第3条～第22条)	26	第2節 旅行サービス手配業(第23条～第40条)	131
○登録		○登録	
・登録(第3条)	26	・登録(第23条)	131
・登録の申請(第4条)	29	・登録の申請(第24条)	131
・登録の実施(第5条)	32	・登録の実施(第25条)	133
・登録の拒否(第6条)	33	・登録の拒否(第26条)	133
・登録の有効期間(第6条の2)	37		
・有効期間の更新の登録(第6条の3)	37		
・変更登録等(第6条の4)	39	・変更届出等(第27条)	134
・理解度チェック	42		
○営業保証金			
・営業保証金の供託(第7条)	44		
・営業保証金の額等(第8条)	46		
・営業保証金の追加の供託等(第9条)	49		
・取引額の報告(第10条)	54		
・旅行業者代理業者の事業の開始(第11条)	56		
・営業保証金についての権利の承継等(第16条)	56		
・営業保証金の還付(第17条)	57		
・営業保証金の不足額の供託等(第18条)	57		
・営業保証金の保管替え等(第18条の2)	61		
・理解度チェック	62		
○旅行業務取扱管理者		○旅行サービス手配業務取扱管理者	
・旅行業務取扱管理者の選任(第11条の2)	64	・旅行サービス手配業務取扱管理者の選任(第28条)	136
・旅行業務取扱管理者試験(第11条の3)	69		
・旅行業務取扱管理者の証明書の提示(第12条の5の2)	71		
・理解度チェック	72		
○料金の揭示・旅行業約款			
・料金の揭示(第12条)	74		
・旅行業約款(第12条の2)	75		
・標準旅行業約款(第12条の3)	75		
・理解度チェック	79		
○取引条件の説明・書面の交付		○書面の交付	
・取引条件の説明(第12条の4)	80	・書面の交付(第30条)	140
・書面の交付(第12条の5)	80		
・理解度チェック	90		
○外務員の証明書携帯等			
・外務員の証明書携帯等(第12条の6)	92		
・理解度チェック	94		
○広告・標識の揭示			
・企画旅行の広告(第12条の7)	95		
・誇大広告の禁止(第12条の8)	95		
・標識の揭示(第12条の9)	98		
・理解度チェック	102		
○旅程管理		○旅行サービス手配業務取扱管理者の登録研修機関に関する第1節条項の準用	
・企画旅行の円滑な実施のための措置(第12条の10)	104	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条)	139
・旅程管理業務を行う者(第12条の11)	104	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条)	139
・登録研修機関の登録(第12条の12)	106	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条)	139
・欠格条項(第12条の13)	106	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条)	139
・登録基準等(第12条の14)	107	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条)	139
・登録の更新(第12条の15)	107	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条)	139
・旅程管理研修業務の実施に係る義務(第12条の16)	107	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条)	139
・登録事項の変更の届出(第12条の17)	107	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条)	139
・旅程管理研修業務規程(第12条の18)	108	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条)	139

・業務の休廃止(第12条の19).....	108	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条).....	139
・財務諸表等の備付け及び閲覧等(第12条の20).....	108	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条).....	139
・適合命令(第12条の21).....	108	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条).....	139
・改善命令(第12条の22).....	108	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条).....	139
・登録の取消し等(第12条の23).....	108	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条).....	139
・帳簿の記載(第12条の24).....	109	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条).....	139
・報告の徴収(第12条の25).....	109	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条).....	139
・立入検査(第12条の26).....	109	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条).....	139
・観光庁長官による旅程管理研修業務の実施(第12条の27).....	109	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条).....	139
・公示(第12条の28).....	109	(左欄記載の条の準用と一部読替え)(第29条).....	139
・理解度チェック.....	113		
○禁止行為		○禁止行為	
・禁止行為(第13条).....	114	・禁止行為(第31条).....	142
・名義利用等の禁止(第14条).....	114	・名義利用等の禁止(第32条).....	142
・理解度チェック.....	116		
○受託契約		○旅行サービス手配業務等の委託	
・企画旅行を実施する旅行業者の代理(第14条の2).....	117	・旅行サービス手配業務等の委託(第33条).....	144
・理解度チェック.....	119	・旅行業者等による旅行サービスの手配の代理等(第34条).....	144
○旅行業者代理業者			
・旅行業者代理業者の旅行業務等(第14条の3).....	120		
・旅行業者代理業の登録の失効(第15条の2).....	121		
・理解度チェック.....	122		
○事業の廃止等・業務改善命令・登録の取消し等		○事業の廃止等・業務改善命令・登録の取消し等	
・事業の廃止等(第15条).....	123	・事業の廃止等(第35条).....	145
・業務改善命令(第18条の3).....	125	・業務改善命令(第36条).....	146
・登録の取消し等(第19条).....	126	・登録の取消し等(第37条).....	147
・登録の抹消等(第20条).....	128	・登録の抹消(第38条).....	147
・旅行業者登録簿等の閲覧(第21条).....	129	・旅行サービス手配業者登録簿の閲覧(第39条).....	147
・手数料(第22条).....	129	・手数料(第40条).....	147
・理解度チェック.....	130	・理解度チェック.....	149

第3章 旅行業協会 (注)第47条～第56条及び第61条～第63条は旅行サービス手配業とは無関係)

指定(第41条).....	150
・業務(第42条).....	152
・社員の資格及び加入(第43条).....	153
・社員の加入及び脱退の報告(第44条).....	153
・苦情の解決(第45条).....	154
・旅行業務及び旅行サービス手配業務の研修(第46条).....	155
・井済業務保証金の供託(第47条).....	157
・井済業務保証金の還付(第48条).....	157
・井済業務保証金分担金の納付等(第49条).....	160
・還付充当金の納付等(第50条).....	162
・井済業務保証金の取戻し等(第51条).....	163
・井済業務保証金準備金(第52条).....	163
・営業保証金の供託の免除(第53条).....	164
・保証社員となった場合の営業保証金の取戻し等(第54条).....	165
・保証社員の旅行業約款の記載事項(第55条).....	166
・井済業務規約の認可(第56条).....	167
・事業計画等(第57条).....	167
・役員の選任及び解任(第58条).....	167
・監督命令(第59条).....	167
・指定の取消し(第60条).....	167
・指定の取消し等の場合の営業保証金の供託等(第61条).....	168
・指定の取消し等の場合の井済業務(第62条).....	168
・指定の取消し等の場合の井済業務保証金等の交付(第63条).....	168
・理解度チェック.....	169

第4章 雑則

意見の聴取(第64条).....	171
・聴聞の特例(第65条).....	171
・経過措置(第66条).....	171
・都道府県が処理する事務(第67条).....	172
・団体の届出(第68条).....	174
・試験事務の代行(第69条).....	175
・報告徴収及び立入検査(第70条).....	177
・法令違反行為を行った者の氏名等の公表(第71条).....	178
・消費者庁長官への資料提供等(第72条).....	178
・国土交通省令への委任(第73条).....	178

第5章 罰則

・(第74条)～(第83条).....	180
・理解度チェック.....	183

理解度チェックの解答.....	184
-----------------	-----

旅行業法令の概要と効果的な学習法

1. 「旅行業法」と「旅行業約款」の相違点を理解する。

「旅行業法」は、旅行業等を営む者を規制する「法律」であり、「旅行業約款(本書の姉妹シリーズ2に収録)」は、旅行者と旅行者との旅行取引に関する「定型の契約条項の集まり」である。

「旅行業法」は、旅行業等(旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業)を営むための登録制度や旅行者との取引に関する規定、また、この法律に違反した場合の行政処分や刑事罰などを定め、悪質な業者を排除し、旅行者との間の公正な取引を確保するための決まりを国が定めたものである。

一方、「旅行業約款」は旅行業者が多くの旅行者と取引するために作成した定型の契約条項の集まりであって法律ではない。ただし、旅行業者が自由に定めて良いわけではなく、旅行業法の規定により、旅行業約款を定め観光庁長官の認可を受ける。又は観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示した標準旅行業約款を使用する必要がある。また、契約違反が発生した場合は、この約款に基づいて解決していくことになるが旅行業者又は旅行者の一方の当事者が故意又は過失により相手方に損害を与えたときは法律(民法)上の損害賠償責任を負うこととなる。

2. 旅行業法の構成を把握→条ごとの学習→「理解度チェック」で出題傾向をつかむ。

- 旅行業法をいきなり、第1条から順に最後まで勉強していくより、まず、旅行業法を構成している5つの章に注目し、章ごとに何が規定されているか、どういう仕組みになっているかを理解することから始めるのがよい。
- 次いで、逐条の学習に進む。その際、本テキストの条文番号の前(左側)に付けた★★★及び★★の条文においては、特に重点を置いて学習する必要がある。それには、条文を複数回読んだ後、「ポイント解説」で条文の内容について理解を深めることが効果的である。
- さらに、その条文に関連する「理解度チェック」を解き、その解答を見て自己採点し、誤ったものに関連する条文とその「ポイント解説」を再度読み込んで知識を定着させることをお勧めしたい。この学習方法は、「敵(出題傾向)を知り、己(自分の強み、弱み)を知れば、百戦危うからず。」(孫子の兵法)にかなう学習方法である。

3. 旅行業法の構成：旅行業法は、次の5つの章からなり、合計121の条から構成されている。

(1)第1章 総則

「旅行業法の目的」(法第1条※)と「旅行業」、「旅行業者代理業」及び「旅行サービス手配業」等の定義(法第2条)を定めている。

※本テキストでは、「旅行業法第××条」のことを以下「法第××条」と表記する。

(2)第2章 旅行業等

この章は、法改正(平成30年1月施行)により、第1節として「旅行業及び旅行業者代理業」(法第3条～第22条)、第2節として「旅行サービス手配業」(法第23条～第40条)

の2つの節に区分された。本章において、旅行業等を営む者に関する諸ルールを定めている。

その中で大きな柱としては、次のようなものがある。

① **登録制度**(法第3条～第6条の4、法第23条～第27条)

旅行業(業務の範囲により第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業に区分される。)、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の営業活動を行うには、一定の登録条件を備え、観光庁長官又は都道府県知事の行う登録を受けなければならない。

② **営業保証金制度**(法第7条～第11条、法第16条～第18条の2)

例えば、旅行者が旅行業者等(旅行業者又は旅行業者代理業者)に旅行代金を支払った後に、当該旅行業者等の倒産により、旅行が実施されないなどの事態が生じたときに、旅行者が旅行業者等に対して有する旅行代金等の債権を担保するために設けられた制度である。旅行業者(旅行業者代理業者は除かれる。)は、旅行者との取引額に応じて一定の金額の現金又は国債、有価証券等を営業保証金として供託所に供託することが義務付けられており、当該旅行業者等と旅行業務に関し取引した旅行者が当該旅行業者等に対して債権を有するときは、その営業保証金の額の範囲で弁済を受ける(還付を受ける)ことができる。

③-1: **旅行業務取扱管理者制度**(法第11条の2～第11条の3、法第12条の5の2)

旅行業者等は、営業所ごとに「旅行業務取扱管理者試験に合格した者」であり、かつ、所定の資格拒否要件に該当しない者を旅行業務取扱管理者として1人以上選任し、当該営業所における旅行業務に関する一定の事項について管理・監督を行わせなければならない。

③-2: **旅行サービス手配業務取扱管理者制度**(法第28条)

旅行サービス手配業者は、観光庁長官の登録を受けた登録研修機関が実施する研修の課程を修了した者又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者若しくは総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者であり、かつ、所定の資格拒否要件に該当しない者を旅行サービス手配業務取扱管理者として1人以上選任し、当該営業所における旅行サービス手配業務に関する一定の事項について管理・監督を行わせなければならない。

④ **旅行業約款**(法第12条の2、法第12条の3)

旅行者との契約条項である旅行業約款については、国は認可制とする一方で、「標準旅行業約款」を国として定めて公示し、旅行業者が、標準旅行業約款を自社の約款として定めた場合、又は現在の約款を標準旅行業約款に変更した場合は、国の認可を受けたものとみなされる。

⑤ **その他旅行取引を行う上で旅行業者等及び旅行サービス手配業者が守るべき事項**

旅行業者等については法第12条、法第12条の4～第12条の28、法第13条～第22条に、旅行サービス手配業者については、法第23条～第40条に定められている。

この中で、学習すべき主な項目だけ列举すると、「料金の揭示」「取引条件の説明・書面の交付」「外務員の証明書携帯等」「広告」「標識の揭示」「旅程管理」「禁止行為」「企画旅行を実施する旅行業者の代理」「旅行業者代理業者の旅行業務等」「事業の廃止等」「業務改善命令」「登録の取消し等」「登録の抹消等」などである。

(3)第3章 旅行業協会(法第41条～第63条)

旅行者等及び旅行サービス手配業者の組織する団体で一定の要件を備えたものを国が旅行業協会として指定し、その活動を通じて、消費者保護及び旅行業務に関する取引の公正の確保、旅行業等の健全な発達を図るものである。

①旅行業協会の5つの法定業務

旅行業協会の業務のうち、次の5つの業務は法定業務として定められており、適正かつ確実に実施しなければならない。(法第42条)

- 1)旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行者等又は旅行サービス手配業者の取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決
- 2)旅行業務又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修
- 3)旅行業務に関し社員である旅行者等又は当該旅行者等を所属旅行者とする旅行者代理業者と取引した旅行者に対してその取引によって生じた債権に関し弁済する業務
- 4)旅行者等又は旅行サービス手配業者に対する指導
- 5)調査、研究及び広報

②弁済業務保証金制度

弁済業務保証金制度は、旅行業協会の保証社員である旅行者等が納付する弁済業務保証金分担金(現行、営業保証金の5分の1の負担)を旅行業協会が一括して「弁済業務保証金」として供託所に供託し、保証社員及び所属旅行者代理業者と取引した旅行者に対して、当該保証社員に代わって弁済(営業保証金相当額と同額)を行う制度である。これにより、旅行業協会の保証社員は営業保証金の納付を免除される。

(4)第4章 雑則

(5)第5章 罰則

4. 旅行業法に基づく命令について

- (1)国家試験を受験するには、「旅行業法」のみならず、「旅行業法に基づく命令」についても学習しなければならない。
- (2)「命令」には、大きく分類して、「政令」並びに「省令」及び「共同省令」がある。政令も省令も原則として法律の委任(つまり法律にその定め)がなければ発することができない。すなわち、命令には、すべて根拠となる法律の条文があるということである。
- (3)「政令」とは、日本国憲法第73条第6号に基づいて内閣が制定する命令をいう。行政機関が制定する命令の中では最も優先的な効力を有する。本テキストにおいては、政令は、旅行業法第12条の4、同法第67条等に「旅行業法施行令」が登場する。
- (4)「省令」とは、各省の大臣が制定する当該省の命令をいう。国家行政組織法第12条第1項に基づき、各省大臣が、主任の行政事務について、それぞれの機関の命令として発する。本テキストでは、国土交通大臣が発する「国土交通省令(所管は観光庁)」として「旅行業法施行規則」、法務大臣が制定する「法務省令」として「供託規則」が登場する。

(5)「**共同省令**」とは、行政事務について2以上の主任の大臣があるときに、これらの主任の大臣が共同して制定する命令をいう。本テキストにおいては、内閣府と国土交通省の共同省令「国土交通省令・内閣府令(所管は観光庁と消費者庁)」として「**旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則**(テキストでは「**契約規則**」と表記)」、法務省と国土交通省の共同省令「**法務省令・国土交通省令(所管は法務省と観光庁)**」として、「**旅行業者営業保証金規則**」及び「**旅行業協会并済業務保証金規則**」が登場する。

〈本テキストに登場する命令〉

区分	旅行業法に登場する用語	根拠となる旅行業法の条文の例示	本書に登場する命令の正式名称	本書での簡易表記
政令	政令	法第12条の4(テキストP80) 法第67条(テキストP172)	旅行業法施行令(P84・P172)	
省令	国土交通省令	法第2条第6項(テキストP17)など多数	旅行業法施行規則(P17など多数)	施行規則
	法務省令	旅行業法には記載なし。(テキストP158に登場)	供託規則(P158)	
共同省令	国土交通省令・内閣府令	法第12条の2第1項(テキストP75)など多数	旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則(P76・81～84・95・96)	契約規則
共同省令	法務省令・国土交通省令	①法第8条第5項(テキストP46)、法第9条第9項(テキストP50)など	旅行業者営業保証金規則(P50～52・58・61)	
		②法第47条第1項、法第48条第6項(テキストP157)	旅行業協会并済業務保証金規則(P158)	

5. 法令に登場する主な専門用語

法令では、日常使われている用語でありながら、日常用語と全く異なる意味を持つものなど、特に知っておくことが必要な次のような用語があるので、注意を要する。

(1)「直ちに」「速やかに」「遅滞なく」

緊急度の高い順に並べると、「直ちに」>「速やかに」>「遅滞なく」となる。

(2)「届出」「認可」「登録」「免許」

- 「**届出**」：行政庁に届け出て受理されれば、その時点で効力を生じる。
- 「**認可**」：行政庁に届け出て受理されただけでは効力が生じず、行政庁が審査し、後日認可した旨の通知を受理したときに初めて効力が生ずる。
- 「**登録**」：行政庁に申請し、資格要件が整っていれば原則として認められ、行政庁が、公簿に記載して公示するもの
- 「**免許**」：資格要件が整っていても、行政庁の判断で許可しないこともありうる制度

(3)「悪意」と「善意」

ある事実を知らないことを「善意」といい、ある事実を知っていることを「悪意」という。(法第12条の6第3項に登場)

(4)「旅行業」「旅行業者代理業」「旅行サービス手配業」「旅行業等」「旅行業者」「旅行業者代理業者」「旅行業者等」

- 「旅行業」：報酬を得て、法第2条第1項各号に掲げる行為を行う事業をいう。法第4条及び規則第1条の3により、「第1種旅行業」「第2種旅行業」「第3種旅行業」「地域限定旅行業」に区分される。
- 「旅行業者代理業」：報酬を得て、法第2条第2項に掲げる行為(旅行業に該当する行為のうち旅行相談業務を行う行為を除く。)を行う事業をいう。
- 「旅行サービス手配業」：報酬を得て、法第2条第6項に掲げる行為を行う事業をいう。
- 「旅行業等」：旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業をいう。
- 「旅行業者」：第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業の登録を受けた者をいう。
- 「旅行業者代理業者」：旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。専ら所属旅行業者のために事業を行う。所属旅行業者は1つに限定される。
- 「旅行業者等」：旅行業者又は旅行業者代理業者をいう。

(5)「登録行政庁」

旅行業者等又は旅行サービス手配業者が現に登録を受けている行政庁をいい、第1種旅行業者の登録行政庁は「観光庁」であり、第2種旅行業者、第3種旅行業者、地域限定旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者の登録行政庁は、それぞれの「主たる営業所の所在地を管轄する都道府県」である。

旅行業法略史

年	法改正の主な内容	備 考
昭和27年 (1952年)	旅行あっ旋業法として発足 ①登録制度 ②営業保証金制度 以後、数次にわたり改正	・悪徳業者の取締りを主眼 ・海外旅行自由化(昭和39年(1964))日本人海外旅行者数13万人
昭和46年 (1971年)	旅行あっ旋業法から旅行業法に名称を改め、大きく改正を行う ①登録種別を分類(一般、国内、代理業) ②旅行業務取扱主任者制度 ③旅行業約款の認可制 ④取引条件説明、書面交付の義務化 ⑤旅行業協会	・旅行業を改めて定義したうえで、取引法規としての内容の拡充 ・高度経済成長、パッケージ旅行(特に海外)の大衆化 ・日本人海外旅行者数139万人
昭和57年 (1982年)	①標準旅行業約款の公示 ②主催旅行約款と手配旅行約款の分離 ③旅程管理の考え方の導入 ④特別補償制度の導入	・パッケージ旅行参加者の増加に伴い主催旅行の責任を明確化し、旅行者保護を図る ・日本人海外旅行者数409万人 ※平成2年(1990)には、日本人海外旅行者数1,000万人を突破
平成7年 (1995年)	①登録種別と業務の範囲の明確化(旅行業(1種～3種)・代理業) ②営業保証金算出基準強化 ③旅程保証制度の導入 ④旅行業務取扱主任者の職務の明確化(取引責任者の位置づけ) ⑤主催旅行の広告表示の規制強化 ⑥旅行業協会の業務の拡充	・旅行者数の大幅な増加に伴う旅行業の変化に対応するための規制と業界の健全な発展と共に旅行者保護の拡充を図る ・日本人旅行者数1,530万人
平成16年 (2004年)	①企画旅行契約(募集型・受注型)の制定 ②旅行業務取扱主任者を旅行業務取扱管理者に改め、その職務に管理・監督業務を追加 ③営業保証金(弁済業務保証金)の還付対象を旅行者に限定 ④旅行者代理業者への監督強化 ⑤特別補償と旅程保証の責任の拡大	・旅行契約態様の見直し ・旅行者の主体的な関わりの推進 ・旅行者の自立と利益の擁護の拡充 ・日本人海外旅行者数1,683万人
平成19年 (2007年)	施行規則の改正 第3種旅行者の業務範囲の緩和(条件付きで国内募集型企画旅行の実施が可能となる)	・地域商品の造成促進

年	法改正の主な内容	備 考
平成21年 (2009年)	旅行業法の一部規定を消費者庁と共同 管理	・消費者庁設置(同年9月1日)に伴う 改正
平成24年 (2012年)	施行規則、契約規則等の改正 ①旅行業取扱管理者の職務 ②取引条件の説明等 ③広告の表示事項 ④禁止事項に運送サービスの安全に関 する事項を盛りこむ ⑤地域限定旅行業の新設	・関越自動車道高速ツアーバス事故を 契機とする改正 ・着地型旅行の普及促進
平成29年 (2017年)	①旅行サービス手配業に係る制度の創 設 ②地域限定旅行業務取扱管理者の資格 制度創設 ③地域限定旅行業務取扱管理者の複数 営業所兼務の解禁 ④罰則の強化	・旅行の安全・取引の公正確保 ・地域における旅行者の受入環境整備 と地域を巡る旅行の促進
平成30年 (2018年)	施行規則、契約規則の改正 ①営業保証金の額の見直し ②住宅宿泊事業法の施行に伴う	・地域限定旅行業の参入促進と第1種 旅行業の経営責任の強化 ・訪日外国人旅行者数3,000万人を突破